

第 12 回 筑後市 農業委員会 総会議事録

- 日 時 令和 6 年 6 月 5 日 午後 1 時 30 分～午後 2 時 55 分
- 場 所 中央公民館 2 階 会議室
- 出 欠 者 出席者 13 名 欠席者 3 名
- 議 事 1. 開 会
2. 議事録署名人の指名
3. 付議事案
- 報告 第 1 号 農地法第 18 条の規定による合意解約について
- 報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について
- 報告 第 3 号 農地法第 4 条の届出について
- 報告 第 4 号 農地法第 5 条の許可処分取消願について
- 議案 第 1 号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第 6 条の
規定によるあっせん譲受等候補者の登録申請について
- 議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について
- 議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について
- 議案 第 4 号 農地法第 3 条の許可処分取消について
- 議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案 第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案 第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案 第 8 号 令和 5 年度の最適化活動の点検・評価について
- 議案 第 9 号 事務の実施状況の公表について
4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（13 名）

1 番	松永 博視	2 番	富安 春二
3 番	吉武 正悟	4 番	鶴田 清
6 番	河原 努	7 番	溝口 弘之
9 番	下川 一馬	10 番	中村 勇次
12 番	井寺 知江子	13 番	下川 隆稔
14 番	成清 輝美	15 番	岡本 義照
16 番	近藤 茂		

欠席委員（3 名）

5 番	田島 雅弘	8 番	中村 伸秀
11 番	城戸 孝行		

出席事務局職員

事務局長 井 上 浩 二
課長補佐兼担当係長 中 村 敏 和

午後 1 時 30 分 開会

○事務局

お時間になりましたので、第 12 回農業委員会総会を始めていききたいと思います。
鶴田委員が少し遅れられるということでございます。会長の方からご挨拶をお願いします。

○議 長

皆さんこんにちは。（こんにちは）本日は農繁期のお忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。只今から第 12 回の農業委員会総会を始めたいと思います。
本日は 5 番の田島雅弘委員、8 番の中村伸秀委員、11 番の城戸孝行委員が欠席でございます。

次に注意事項を申し上げます。事務局からの説明は簡潔にお願いします。また、発言される委員の方はこれはお願いですけれども議事録作成がスムーズに出来るように予め議員番号と氏名を述べていただいて議長の許可を得てから議案の審議に必要なものを簡潔にお願いし、議案の審議に影響の無いご質問につきましては最後の協議事項の

際をお願いを致します。

本日の議事は報告事項が4件、議案が9件でございます。慎重なるご審議と円滑な会議の進行にご協力をお願い致します。

次に議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には9番の下川一馬委員、10番の中村勇次委員にお願いします。

それでは早速、報告事項に入ります。報告第1号から4号について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい、それでは議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

でございます。

農地法3条で貸借しておりました農地の合意解約でございます。第1項を説明致します。所在庄島、田1筆、面積727㎡、解約事由は、規模縮小のためでございます。解約後については、別の方にお問い合わせされる予定と伺っております。続きまして2ページをお願いします。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

でございます。

基盤法の利用権解約でございます。第1項をご説明致します。第1項、所在溝口、田1筆、面積672㎡、解約事由は、売買のためでございます。解約後については、31ページの第2項でご説明致します。第2項以降につきましては関連のページある場合は備考にですねページ数を記載しております。以上です。

○事務局

それでは議案書の5ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第4条の届出について

でございます。

農地法第4条の届出を受理しましたので報告致します。第1項、所在長浜、地目田

1筆、面積 84 m²、用途地域で第3種農地、申請人は長浜の_____さん転用理由は耕作
用道路となっております。場所の確認をお願いします。地図の1ページをご覧ください。
先月5条の申請があった、_____さんの西隣の農地ですが。耕作用の道路がないため
今回、届出です転用されるもので農業用の耕作道路の場合は農地法施行規則第29
条第1項の規定により転用の許可申請でなく届出でよいとなっております。説明は以
上でございます。続きまして6ページをお願いします。

報告第4号 農地法第5条の取消について _____でございます。

第1項、契約、売買、所在北長田、地目田1筆、672 m²、渡人は山ノ井の_____さ
ん、受人は鶴田の_____さん、相続人の_____さん、当初の許可の転用目的は店舗及
び駐車場でしたが土地の売買不成立のため今回、許可取消願いが提出されま
したものでございます。地図の2ページをご覧ください。_____さんのすぐ北の所に
なります。令和4年の10月5日の総会で承認、同月25日に県の許可がおりてい
るところでございます。売買が不成立になったところで今回取消願いということで既に
5月23日付で県の受理通知が発出されておりました。今回、報告ということでさせて
いただいております。尚この農地は所有者の_____さんが作られる意向であり対象地
は適正管理がなされておるところでございます。説明は以上でございます。

○議 長

はい。ありがとうございました。これで報告事項は終わります。次に、議案第1号
を提案いたします。あっせん基準第6条の規定によるあっせん譲受等候補者の登録申
請について本日は1件でございます。議案第1号を提案いたします。事務局説明をお
願いします。

○事務局

はい。議案書7ページをお願いします。

**議案第1号 筑後市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第6条の規定によるあ
っせん譲受等候補者の登録申請について** _____でございます。

第1項、氏名が_____さん、住所が大字富重、経営形態、いちご・米、面積が 196.37a

農業労働力が3名でございます。8ページの第2項にですね記載してます、富重の田、2600㎡を購入予定のため申請をされております。_____さんにつきましてはあっせん登録に必要とされる117a以上の経営面積の要件や青壮年を含む2人以上の家族農業従事者がいること等の要件は満たしております。なお、_____でございます。説明は以上です。

○議 長

それでは議案第1号につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第1号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第2号を提案いたします。本日は2件でございます。第1項について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の8ページをお願いします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について

でございます。

第1項、所在折地、地目田2筆、面積計7,782㎡、渡人、福岡市南区の_____さん、受人が公益財団法人 福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円引き渡しは令和6年6月25日でございます。こちらの農地は推進機構に一旦所有権が移転し約2か月後に購入予定者に所有権が移ることになります。その際はまた議案に上がってくると思います。説明は以上です。

○議 長

第1項につきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、所在富重、地目田6筆、面積2615.48㎡、渡人、大字久富の_____さん、受人が公益財団法人 福岡県農業振興推進機構、売買価格は総額で_____円、引き渡しは令和6年6月25日でございます。こちらも一旦、推進機構へ所有権が移転し、約2か月後に購入予定者に所有権が移ることになります。その際には議案として上がります。こちらは先ほどあっせんのところでご説明しました、_____さんの方へ移転予定でございます。説明は以上でございます。

○議長

それでは第2項つきまして、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

その前に、差し替え分を皆様のところに出しておりましたが28ページ、29ページで差し替えになっておりますので、そちらの方を後でご確認をお願いします。赤で表示しておりますので修正分はですね、よろしくお願いします。そうしましたら議案書9ページに戻りまして。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について
でございます。

こちらは29ページまでございますが第1項を説明いたします。権利種別、貸借権設定、第1項、所在下妻及び馬間田、地目田8筆、面積計9,258㎡、利用権は賃貸借、貸人は大字馬間田の_____さん、借人が_____、利用目的は、米・麦・大豆、借賃は

下から2筆が暗渠未設置のため反当り_____円、それ以外が反当り_____円、期間は2年間でございます。続きまして、集計の説明をいたします。29ページをお願いします。差し替え分になります。括弧書きの中間管理事業は今回ございません。

全部の合計のみ読み上げます。左上の総計でございます。田が58件、面積が216,140.78㎡、畑2件、面積が3,633㎡、合計60件、面積が219,773.78㎡でございます。新規・再設定の別では新規が12件、再設定が48件、通年・期間の別では通年が56件、期間借地が4件、小作料納入別では、金納が24件、物納が8件、耕起代掻が4件、使用貸借が24件でございます。右側の貸借期間別でございます。1年が2件、2年が2件、3年が2件、4年が1件、5年が39件、8年が1件、10年が13件となっております。1年分につきましてはお試しの期間ということで1年間を設定させてるところでございます。以上でございます。

○議 長

それでは議案第3号について、質問のある方はお願いします。ページ数も多いようですけど。何か。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第3号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第4号の農地法3条の許可取消申請です。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の30ページをお願いいたします。

議案書4号 農地法第3条の許可処分取消申請について _____でございます。

第1項、契約が贈与、所在水田及び常用、地目田4筆、面積計2,224㎡、大字常用の_____さんと_____さん親子間での贈与で平成31年1月8日に許可された案件でございますけれども贈与が成立していないため兩人より取消の申請があつておるものでございます。尚、所有権移転がなされていないことは確認をいたしております。理由といたしまして現在、ここの農地の売買の案件が出てきておりましてそういったこと

もありまして一旦相続が出来ていないということで取消をお願いしたいということでの申請です。説明は以上です。

○議 長

それでは第1項につきまして、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。10番の中村です。只今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議 長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

私からちょっと一言よろしいですかね。31年の1月8日に許可ということですけどだいぶ時間が経過しているようですけど取消の場合には許可書の返納ちいうか、これは添付されておるんですか。

○事務局

許可書はないですね。

○議 長

そしたら始末書、本来なら始末書。始末書は添付されて。

○事務局

始末書ないですね。ここにはないですね。

○議 長

これは確認をしてですね。

○事務局

必要ですね。ありました。始末書は兩人から出ておりますので、許可書はないというところで申請が出ている。

○議 長

それでは、始末書は提出されているというこで報告しておきます。それではですね、第1項について許可を取り消すことに賛成の方は挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可を取り消しすることに致します。

次に、議案第5号農地法第3条について提案いたします。本日は6件でございます。第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。31ページをお願いします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について でございます。

第1項、契約が売買、所在長浜、地目畑1筆、面積23㎡、渡人が大字長浜の_____さん、受人が大字長浜の_____さん、申請事由は離農のためでございます。作物はみかん、売買価格は総額で_____円でございます。説明は以上です。

○議長

それでは第1項につきまして、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。15番の岡本でございます。今、事務局から説明があったとおりでございます。よろしくご審議をお願いします。

○議長

説明も終わりましたので、質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第2号について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在溝口、地目田1筆、面積672㎡、渡人、大字溝口の_____さん、受人がに溝口の_____さん、申請事由は_____さんが隣の農地を持っておられて作業効率を向上のために受人希望ということでございます。作物は、米、売買価格は反当り、_____円でございます。説明は以上です。

○議長

それでは次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。7番の溝口です。只今、事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろ

しくをお願いします。

○議長

それでは、第2項について質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在溝口、地目田3筆、面積3,734㎡、渡人、山口県周南市の_____さん、受人が大字溝口の_____さん、申請事由は、規模縮小のためでございます。作物は米・麦、売買価格は反当り_____円でございます。渡人は売却を希望されておりまして、農地の管理上、水の管理だと思っておりますが、受人ととの売買になったものでございます。説明は以上です。

○議長

それでは次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。7番の溝口でございます。只今の事務局の説明のとおりでございます。それと、この方は実家が溝口でございまして、度々誰か作ってくれる人はいないかということで私の方にもお願いがありまして、何軒かあたりましたがなかなかちょっと、基盤整備もされていないということで受け手がなかったんで、この際地元の人をお願いして買い取って貰おうということで、3項、4項と同じ渡人ですが売買の契約になりました。以上でございます。ご審議のよろしくお願いします。

○議長

それでは、第3項について質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第3項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書32ページをお願いします。第4項、契約、売買、所在溝口、地目田3筆、面積計が3,777㎡、渡人は山口県周南市の_____さん、受人が大字溝口の_____さん、申請事由は規模縮小のためでございます。作物は米・麦、売買価格は反当り_____円でございます。第3項と同じでございますね、渡人は売却を希望されておりまして農地の管理上受人との売買となったものでございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

3項と同じことになると思いますけど。

○担当委員

只今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長

それでは、第4項について質問のある方はをお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第4項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約、売買、所在島田、地目畑1筆、面積が302㎡、渡人、三重県津市の_____さん、受人が大字島田の_____さん、申請事由は、規模縮小のためでございます。こちらの農地はですね、家付きの案件でございますして作物は野菜、売買価格は総額で_____円となっております。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番、吉武です。只今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議方よろしくお

願います。

○議長

それでは、第5項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第5項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第6項、契約、贈与、所在常用、地目田3筆、面積が3,271㎡、渡人は大字常用の_____さん、受人が大字常用の_____さん、申請事由は子の_____さんへ贈与でございます。作物は、米・麦でございます。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今の事務局の説明のとおりでございます。_____さんていうのが息子さんで_____さんがお母さんでございますが、同居で長くイチゴを作っております関係で今回、ちょっと贈与したいということで親子で話がついたといったところでございます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長

それでは、第6項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第6項について許可することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することに致します。

次に、農地法第4条議案第6号の転用について提案いたします。それでは第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書 33 ページをご覧ください。

議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について でございます。

第 1 項、所在徳久、地目田 2 筆、面積合計の 1,430 m²、申請人は徳久の _____ さん、申請事由、共同住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の 3 ページをご覧ください。 _____ のですね南東、 _____ のお店のすぐ隣になります。こちらはですね、共同住宅 1 棟 15 戸の建設で用途区域第 3 種農地、原則許可となります。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4 番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議 長

説明も終わりました。第 1 項について質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第 1 項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に議案第 7 号農地法第 5 条について提案いたします。第 1 項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書 34 ページをご覧ください。

議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について でございます。

第 1 項、契約、使用貸借、所在前津、地目田 1 筆、面積 939 m²のうち 15.3 m²、貸人、大字前津の _____ さん、借人が前津の _____ さん、同じく _____ さん、 _____ さん、

_____さん申請事由は一時転用で排水管埋設となっております。場所の確認をお願いします。地図の4ページをご覧ください。先ほどの所から東の方へ行った所でちょうど排水管埋設と書いている所の上にちょうど4軒お家がございますのでこの4軒お家の雨水、排水が下の_____さんの所の畑にですね溢れているということで、ここは実は段差が結構あってそこにですね、排水管を埋設することでそこに溜まっているやつを解消をしたいということで一時転用で除外の必要はないということで排水管埋設だけされて、その後はですねこちらを使われるのがこの4人ですから司法書士の先生からはですね転用許可が下り次第地役権の設定をするということでお伺いをしているところでございます。説明は以上でございます。

○議 長

引き続き、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。補足ですけど、元々は埋設してたそうなんです。貸人の_____さんがですね高齢で結構道も広くなってですね。あそこんにきも盛んになりようるけんがもしかしたら不動産で売買するかもしれんけんがそげんかった時はですね。排水を流すところがなからいうてちいうことやったげなですね。そっけん、ちょっと元々の位置はちっとわからないんですけど。畑のほんな端に埋設するちいう形でですね結構お役所にも届出を出してというあれがなかったとかいうてですね。そっけん売買したらどうもこうもされんからちいうことやったです。説明は以上です。

○議 長

それではですね。説明も終わりましたので、第1項について質問のある方はお願いします。

○委 員（7番）

はい。すいません、ちょっとわからない。地役権の設定って具体的に教えて。

○事務局

地役権というのはですね。よくあるのは高圧線ですね。電線が上を通ってるというところで地役権設定をされる場合がある。九電が地役権を設定します。今後ずっと鶴田委員からもありましたように、その排水が例えば売買した時に地役権を設定しないとあの上の4人の方はそこに流せないということになるので、きちんと地役権を設定するには法務局の方もですね5条の許可をとってくださいということで今回、工

事自体は直ぐに終わるそうですけれども。そういう形ですね、現場を見に行きましたけれどもどこに何があるかわからない状態でありますけれども。上の方から流せるように最終的に排水をしとかなないと畑の所でジャブジャブとなってるというところで、地役権というのはそういう形ですね。4人の方が使用できる権利というふうにご理解頂ければと思います。

○議 長

よろしいでしょうか。

○委 員（7番）

はい。

○議 長

これは無償、有償、地役権の設定。

○事務局

地役権設定はですねおそらく登記をする時の関係ですからその後はうちではわかりませんが。その後はですね有料になるのではないかと想像は出来ます。

○議 長

わかりました。溝口委員それでよろしいでしょうか。

○委 員（7番）

はい。

○議 長

他にありませんかね。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在和泉、地目その他宅地2筆、面積合計の744㎡、渡人は、筑後市和泉の_____さん、春日市の_____さん、受人は長浜の_____さん、同じく_____さんご夫婦持ち分がそれぞれ2分の1、申請事由は個人住宅建設となっております。

ます。地図の5ページをご覧ください。何度も過去にありました_____の案件でございます。これはですね所有権移転のためですね5条申請というふうになっております。土地の価格は_____円、坪単価約_____円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

それでは次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほど事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしく申し上げます。

○議 長

説明も終わりましたので、第2項につきまして質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に第3項について提案致します。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在徳久、地目田1筆、面積667㎡、渡人は中間市の_____さん、受人は羽犬塚の_____さん。申請事由は共同住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の6ページをご覧ください。_____から北に行った所ですね。こちらの農地はですね住宅連たんの農地で周囲を宅地に囲まれた農地で第3種農地、原則許可になります。土地の価格は_____円坪単価の_____円となっております。説明は以上です。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりです。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議 長

説明が終わりましたので、第3項について質問がある方はお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります、第3項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書35ページをご覧ください。第4項、契約、売買、所在前津、地目樹園地4筆、面積合計の2,645㎡、渡人は_____さん、受人は、糟屋郡の_____さん、申請事由は自動車販売店及び整備工場建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の7ページをご覧ください。_____のですね東側250mの所で農地の広がり10ha未満、市外地に近接する農地で第2種農地、整備工場を建設されることによりましていわゆる沿道サービスで許可可能となります。こちらの農地は令和3年6月に農振除外が完了しておりましたけれども当初計画のですね店舗用地から転用目的が自動車販売店及び整備工場建設と変更になりまして転用事業者さんも_____というところから_____さんへ変更となりまして今回申請に至ったものでございます。土地の価格はですね総額で_____円、坪単価の_____円説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

4番の鶴田です。先ほどの事務局の説明のとおりです。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長

説明が終わりましたので、第4項について質問がある方はお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります、第4項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第5項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第5項、契約、売買、所在長浜、地目畑1筆、面積187㎡、渡人は長浜の_____さん、受人が八女市の_____さん持ち分が10分の7、同じく_____さん持ち分が10分の3ご夫婦になられます。申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の8ページです。こちら_____のすぐ東の角の所になります。用途地域で第3種農地原則許可になります。土地の価格は_____円、坪単価の_____円、説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

15番の岡本でございます。今の事務局の説明のとおりでございます。ご審議の方よろしくお願いします。

○議長

説明が終わりましたので、第5項について質問がある方はお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります、第5項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第6項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。第6項、契約、売買、所在新溝、地目畑1筆、面積383㎡、渡人は新溝の_____さん、受人は北九州市小倉南区の_____さん申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の9ページをご覧ください。こちら_____から下りてきた所ですね、東へ300mほど入った所で_____との境のあたりになります。_____の一番東側で10haを超える広がりのある農地で第1種農地ですが、道路を挟んで対面側にですね住宅等もありまして西側にお家が連なっておりますので集落接続により許可可能となります。土地の価格は_____円坪単価_____円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

はい。7番の溝口です。只今の事務局のとおりでございます。ご審議方よろしくお願ひします。

○議 長

説明が終わりましたので、第6項について質問がある方はお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります、第6項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

はい。議案書36ページをご覧ください。第7項、契約、売買、所在下北島、地目田3筆、面積合計の898㎡、渡人は熊野の_____さん、下北島の_____さん、受人は、柳川市三橋町の_____さん、申請事由は貸駐車場整備となっております。場所の確認をお願いします。地図の10ページをご覧ください。こちら_____のですね。道を挟んで東側の所になります。_____さんはですねちょっと分かりにくいんですが左下にちょっと小さくて分かりませんが_____のすぐ上のところになりますけれどもそこでですね_____をされてありますが、こちらが県道沿いでこの敷地内の駐車場が1台しか置けなくてですね。この申請地のすぐ西側に建物の絵がありますけれどもここの一部とかをですね、車を借りてあるそうなんですが会議とかもあってですね駐車場が足りないということですね。今回、購入をして_____さんに貸すとということになってあります。また、後からも出てきますけれども今回、用途地域の変更が5月30日にありまして、こちらの方が用途地域に変更になっておりますので第3種農地で原則許可というふうなところでございます。土地の価格は総額で_____円、坪単価の_____円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

13番の下川です。先ほどの事務局の説明のとおりです。ご審議の方よろしく願いします。

○議長

説明が終わりましたので、第7項について質問がある方はお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようですので採決を取ります、第7項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、第8項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第8項、契約、売買、所在若菜、地目畑1筆、面積417㎡、渡人は、広川町の____さん、受人が和泉の____さん、申請事由は自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。地図の11ページをご覧ください。

こちら____の通りですね。____さんから入った西側の所ですね。

用途地域で3種農地現則許可になります。申請農地の北側に1筆畑がありますけれども、不耕作地でご自身は農業をされていないということになっております。この農地につきましてもですね、行政書士の方がずっと相談されてたようですけれども売却の意思はないということでございます。また、法定添付書類ではないですけれども隣接農地ですね。同意書について説明をされたそうですけれども所有者さんは同意もしないけれども訴えもしないと言われたと記載されてございます。民法上ではですね耕作のための通行権というのがあるんですけども、その通行に要する経費はですね。所有者（通行者）さんが負担しなければならないと規定されておりまして、今回もですねこの件につきましては行政書士さんが責任をもって対応すると承ったところでございます。

許可権者である筑後農林事務の担当者の方も隣接同意の報告書はですね法定添付書でないため特に問題ないと回答があったところでございます。土地の価格はですね総額で____円、坪単価が約____円となっております。説明は以上でございます。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

1 番の松永です。只今の事務局の説明のとおりです。審議方よろしくをお願いします。

○議 長

説明が終わりましたので、第 8 項について質問がある方はお願い致します。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります、第 8 項について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

【 休憩 】

次に議案第 8 号について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書 37 ページをご覧ください。

議案第 8 号 令和 5 年度最適化活動の点検・評価について でございます。

○事務局

本日、お配りしてます別紙の A3 の横のやつをご覧ください。ちょっと小さいのでですね近づけて見ていただけると。基本的にですね最適化活動は申し上げましたように農地の集積ですね、それと遊休農地の解消、新規就農者の促進、あとは活動日数等になります。表の左から 1 番ですね最適化活動の成果目標がありまして実績という形になっておりますので左から読み上げます。農地の集積につきましてはですね前年度末の集積率が 75.2%、目標は 75.7%でしたけれども令和 5 年度末ではですね 76%となっております。集積面積はですね、ほぼ一緒だったんですけどもそもそも農地の面積がですね、20ha 減っております。大体転用で 10ha ずつ減ってるんですけど公共工事とかですね、県道のバイパスとかですねいろいろ出来ていたりしますので、その関係とかですね余計に減っているところがございます。なので集積面積自体は変わらないので、分母である農地面積が減ったことから見かけ上はですね集積の率が増えたようになっております。これが 70%とか割り込んだりするとですね、

推進委員さんとかを置いたりとかありますので、農地の集積、日頃から委員さん方にはですね、お願いをしているところでございますので、相談があった時はですね是非、認定農業者の方法の方にはですね繋いでいただければと思います。2番のところですね、遊休農地の解消等でございます。こちらの方はですね、緑区分と黄色区分とありますが緑区分というのは大体完了すればほぼ農地に戻るという所。ですから筑後市は緑区分しかございませんので、緑区分の解消面積の目標はですね令和3年度の実際の遊休農地の面積5分の1を計上するということになっておりますので3ha。実績は0.9ha 解消しているところでございます。新規発生の解消面積というのは前年度に新規発生したところの面積の全部解消するというのが面積目標になります。実績は0.3ha 解消したというふうな見方をしてください。3番ですね新規参入の促進、ここはちょっと皆様方に説明不足といいますか、なかなか同意を得るとというのがなかなか難しいんですが目標ですね。何かと言いますと自分のところの農地を貸していいよと新規参入の方にはですね。同意を得た面積ということになりますけど、なかなか筑後はですね集積面積も多ございますのでそれを貸すというのはなかなか難しいのではと思いますが集積に入っていない農地で例えば空きハウスとか特にですね。が今、足りないんですよ新規参入の方には。もしそういう所がありましたらですね、是非とも農地を貸していいよと同意していただければというふうに思います。続きましてですね、大きい2番の最適化活動の活動目標として行われております目標の日数ですね。目標が月当たりの活動日数が6日ということで設定しておると思います。実績がですね昨年のその前ですね、最初令和4年が4.29でちょっと今回4.04と減っておりますが委員さんが複数入院された期間があったりとかですね改選がございましたよね。改選がありますとどうしても辞められる委員さんはですね活動が少し鈍くなるといいですか、落ちてしまいますのでそうゆうところを加味してもですね4日はしていただいておりますので、今後はですね目標の6日に向かってですね活動をお願いしたいと思います。そして、今年度から既にですね入れてもらってますけどタブレットに入れていただくということになっておりますので、そちらの方是非とも毎週開けていただいて15分以上は開けていただいておりますというふうに思います。あとは簡潔に入れていただいて結構でございます。それとですね、活動の強化月間を3回目標設定しておりますが2回は実施出来たと新規参入相談会への参加につきましては目標2回で内1回は河原委員さんに来ていただきましたのでそれで1回。委員さん達のこの点

検評価の結果につきましては、どうしてもですね目標の日数とか新規の集積とかそういうのはなかなか大幅に上がるものではございませんので、若干目標より下回るけれども皆さんの点数の結果になるところでございます。ただ一つですね遊休農地のところで水洗校区はですね遊休農地がございませんので遊休農地のない所は点数が5点になるとですよね。そこだけは中村勇次委員さんはちょっと一步リードですけど全体的すると目標からするとやや少し下回るという結果になりますけれどもこの状態を少なくともキープしていただきたいなと思いますし、最後に協議事項でお話ししますけれども遊休農地対策のところを力を入れていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

○議 長

それでは、第8号の説明が終わりましたけれども質問のある方はお願いします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります、第8号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

次に、議案第9号について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の38ページをご覧ください。

議案第9号 農業委員会等に関する法律第37条に基づく事務の実施状況の公表について でございます。

本日、別紙のとおりですねA4の両面刷りで下に1から6のページ数を振っているやつをご覧ください。こちらに沿ってご説明いたします。こちらは令和5年度の最適化活動及び事務の実施状況をですね法律で公表しなければならないということになっておりますので、本日お諮りしてですね6月末までにホームページ等で公表することということになっておるところでございます。まず1ページですね1ページは農業委員会の状況でございます。こちらはですね現在の体制を書いているところでございます。任期は8年の7月19日まで2番目のところですね農家・農地等の概要でご

ざいますがこれはですね農業センサスの数字でございまして、左側二つですね。右側の認定農業者は農業委員会調べでございます。耕地面積もそこに書いているところでございます。続きまして、2ページをご覧ください。最適化活動の実施状況でござい
ます。こちらですね1から目標を先ほど言ったとおりでございしますが②の目標の所
ですね農地の集積の目標年度は15年度、集積率はですね国の目標であります80%
ですね、うちが76%と申し上げましたけれども、もう少しでございしますがなかなか
今後集積率を維持向上していくためには、認定農家さん、あと各法人さんに頑張っ
ていただく必要がありますし、新規で後継者の方が認定農業者になっていただけるとこ
の率が上がってくるというところでございまして、毎年だいたい2haぐらいを目標とさ
せていただいております、今年度末の集積目標は75.7%ところ実績ですね実績
は面積が変わらず、ところが先ほど言いましたように農地面積のFですね1,920ha
に減りましたからその関係で率としては上がったというところでございまして。(2)の
ですね遊休農地の発生防止と解消でございまして。毎年ですね8月末から9月にかけて一
斉調査を行っておりますが、それにおいて日頃の農地パトロールとかですね是非とも
発生防止にですね努めていただきたいというふうに思います。先ほど申しましたよう
に②の目標はですね令和3年度の調査の1/5を記入するというふうになってますの
で3haということですね。次のページ3ページをご覧ください。③の実績のところです。
0.9㎡の解消、イ新規発生は1haありましたので解消の実績は0.3haでございまして。
④は利用の状況調査を書いているところでございまして。調査の実施は8月から9月で
すね。この結果を取りまとめとかを10月から3月までやったところでございまして。
こちらの方ですね、意向調査をですね令和5年度は、全てですねお出ししました。返
事が来るのは7割程度なんですけれども、おかげをもちまして文章を差上げた関係か
らか分かりませんが、大分その後にですね除草された所がありますのでまた今
度ですね今年度、実際現場を見てちゃんとなってるねと確認をいただきたいと思います。
(3)の新規参入の促進でございまして、こちらの方ですね3年度、4年度、5年度
の新規参入者ですね新規就農者の経営体を書いておるところでございまして。大体、3
経営体から5経営体の間でずっと推移しております。面積もですね1.5haほどですね。
ただ今年度ですね今年度は、どうも筑後市の新規就農者の方はどうもないようなん
です。センターとかで勉強はされてあるけど八女とかに就農されてある方が多いよう
でございまして。そのように農政課から聞いておるところでございまして。下の②の目標の

ところでさっき言ったですね、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積というところはこれが国が定めた目標になっております。ただ先ほども言いましたようにですねうちの場合は集積率は高こうございますので、なかなか貸すということにならないからですね。こちらもなかなか同意を得る数字はないと思います。次は4ページをお願いします。4ページの2最適化活動の目標のところですね。6日と書いているところが目標になっておりますでよろしくお願ひしたいところでございます。活動強化月間の中にですね遊休農地の解消をして、新規参入の促進があつて農地の集積とありますけれども、遊休農地の解消はまた最後にお話しをします。新規参入の促進のところでも以前も総会の時にお話ししましたがけれども、例えば新規就農の方がイチゴとか作物をこれから頑張られるということであればイチゴをされてある委員さんの方にお願ひして、そこでお話しをしていただきたいと。作物別あるいは青年委員さん河原委員さんですね昨年行っていましたけれども、その前は角委員さんに行っていましたけど。まあ歳の近い方がいいかなと思ひましたけれども、農政課とも話をしましてですね、その作られる種類で来ていただくこともいいんじゃないかということです、その時はお声がけしますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。私も一緒行にきたいと思ひます。5ページをご覧ください。新規参入者の参加ということで河原委員さんが先ほど言いましたように10月にですね、行っていました。地区センターであつたですね。八女の普及センター、支援センターの方ですねある時にもちょっと参加を出来ればというふうに思つております。目標達成状況の評語ですけども下回る結果になつたということで先ほど報告したとおりでございます。最後ですね、6ページをご覧ください。農業委員会の事務の実施状況でございます。こちらですね総会の回数を書いておりますが今回、5年度は改選がありましたので1回多いということになります。2番の農地法3条の許可ですね。これが令和5年度は年間54件ありまして全て許可をいただいております。処理の平均日数は23日、標準処理期間を4月の総会の時に決めましたですねあれがここに上がってくるという形になります。3番の農地転用に関する事務でございます。1年間の処理件数4.5条合わせて64件全て許可いただきました。処理期間は標準処理期間は農地法の施行規則に申請を受理してから県に進達するまでの期間が40日と定められていますね、それを上げております。処理の平均が21日と約半分、だいたい普通にですね20日に閉めて総会がありますね、だいたい2週間ぐらいで県の方に

出していますのでそれくらいです。あと常設審議委員会の案件ですね、面積が1種農地で1,000㎡、超えるやつとか開発ですね。3,000㎡を超えるやつは県の常設審議委員会に行って説明してきて、そこで問題ないと回答していただかないといけませんからそれが月の中旬、16、17、18日ぐらいになりますので20日締めになりますと37、38日になるとそれを全部平均すると21日だったという見かたをしていただきたいと思います。4番違反転用の対応ということでそちらの方を書いているところでございます。説明は以上でございます。

○議長

最適化について事務局から説明がありましたけど質問のある方はお願いします。

あのちょっと、遊休農地の解消、新規参入の促進、農地の集積ようするに最適化のですね。3本柱ですけども今回、地域計画が6年度が最終でしょ。農政課なんかは、これによってその遊休農地の解消とか新規参入の促進とかそういう見込みとかもってないんですかね。

○事務局

そうですね。これから令和5年度に地域計画は4つ4地区終了しまして、話し合いしていただきました。今年度はあと残り7地区を順次行って話し合いを含めてですね、行っていくところでございます。やはりその時にですね、まずここは誰も作ろっちゃない、遊休農地の所ですねとかが見えてきますので、そういう場で話し合いしてもらって、ここの農地は誰か作る人おらんやろうとかですね。ただ遊休農地もなんて言いますか、ほ場整備した所としてない所とか色々ありますので。狭い所もありますしね。狭い所はなかなか作りづらかろうと思いますがそうでない所もありますので、そういう所をですね、是非、地域の皆さんで。法人でどうしようとか作ってみようとかそういう所もあろうかと思しますので、それと会長からも言われましたように面積の集積、そちらのほうにつきましても今後ここは後継者がいないからどうしようかというところで、ここは10年後の未来予想図みたいなものを作るのが地域計画になりますので、その時にお話ししていただいて、じゃここはおらっしゃれんもんねとか後継者がとかいう場合は例えば法人に継続して貸していただけるとかですね。そういったことでなんとか集積を図っていきたくと思いますので、その場の中でですね各委員さんたちも是非、積極的に参加いただいてそういった課題とかもですねありというところも是非。私共も情報発信しますけれども委員さん達も情報の発信をしていただ

いて是非とも最適化活動にですね資する様にご協力とご支援をいただけたらなというふうに思います。

○議長

せっかく、あのなんですかね。下限面積も廃止になったからですね、まあ、あの一農業をやりたいという人が現れるのを大幅には期待できんと思いますけどですね、少しでも思っ。

○事務局

ありがとうございます。

○議長

農業委員会の役割というかですね。何か他に質問がありますかね。

○委員（7番）

はい。

○議長

はい。どうぞ。

○委員（7番）

新規参入でですね。今年は筑後がないちいうとことをJ Aの座談会でちょっと聞いたんで。したらあの一筑後市、八女市、広川町でなんか条件が違うと筑後の方が条件が悪いから八女市に入ってしまうとちらっと聞いたんですけど。違うんですかね。なんか補助金等。市から出しているお金等とかですね。八女市の方が多いと聞いたんですよ。

○事務局

まあなんか。よくそういうふうに言われるんですけど、まだ正確にはまたちょっと農政課の方の担当者に話を聞いて正確な情報をお伝えしたいと思います。なんかそんなふうによく言われるんですけど、どうもそうではないみたいなんですけどね。金額だけではないと思いますけど。

そこは確認してからまた後日。

○委員（7番）

はい。はい。一人の人から言われたんで。筑後市は少なかけん入らんとたち。知らんけんちょっと分からんやったけん。お願いします。

○事務局

はい。

○議 長

他に。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決を取ります、第9号について承認することに賛成の方、挙手をお願い致します。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので承認することに致します。

本日の案件はこれですべて終了致しました。これをもちまして第12回の農業委員会を閉会したいと思います。引き続き報告事項に入ります。

午後2時55分 閉会